

令和5年度青森県幼児教育アドバイザー派遣実施要項

1 目的

県内の各幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校（以下「幼児教育施設等」という。）等のニーズに合わせ、幼児教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、園内研修のサポートや教育・保育内容等についての助言等を通じて、幼児教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

2 派遣先

- (1) 幼児教育施設等
- (2) 市町村、市町村教育委員会、研修機関及び幼児教育・保育関係団体

3 アドバイザーの業務内容

- (1) 園内研修等のサポートに関すること。
- (2) 幼児教育・保育相談等に関すること。
- (3) 幼稚園教員や保育士等の資質の向上に関すること。
- (4) 幼児教育と小学校教育の接続に関すること。

4 アドバイザーの派遣手続

- (1) 派遣を希望する幼児教育施設等は、原則として希望日（派遣当日）の1か月前までに、幼児教育アドバイザー派遣依頼書（様式1）をあおり幼児教育センター（公立幼稚園及び小学校等においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて）に提出する。
- (2) あおり幼児教育センターは、幼児教育アドバイザー派遣の可否を決定し、幼児教育施設等（公立幼稚園及び小学校等においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて）に派遣決定通知書（様式2）により通知する。
- (3) 派遣終了後、派遣先の幼児教育施設等は、幼児教育アドバイザー派遣報告書（様式3）を速やかにあおり幼児教育センターに提出する。
- (4) 派遣終了後、幼児教育アドバイザーは幼児教育アドバイザー報告書（様式4）を速やかにあおり幼児教育センターに提出する。

5 派遣に伴う謝金等

- (1) アドバイザーへの謝金については、派遣先での業務1時間当たり2,900円とし、県教育委員会が負担する。
- (2) アドバイザーへの旅費については、県規定により支給する。
- (3) アドバイザーの派遣は、原則として平日9時から17時までの間とし、5時間を超えないものとする。

6 その他

- (1) アドバイザーの選定、研修等の実施・運営等に当たっては、事前に相互に連絡・調整を行うこととする。
- (2) 県教育委員会は、アドバイザー派遣に関する事業の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な調査、指導及び助言を行うことができる。
- (3) 派遣先がアドバイザーの不適切な活用をしたと認められる場合、県教育委員会は、この派遣を中止することができる。